

佐賀県監査委員告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第二項の規定により、包括外部監査人峰悦男の監査の事務を補助させることについて協議が調ったので、次のとおり告示する。

平成二十三年七月二十九日

佐賀県代表監査委員 池 田 巧

一 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
古賀 利洋	佐賀市八戸溝三丁目八番一八 一号
田村 浩司	佐賀市兵庫南一丁目一九番五号
盈 辰博	三養基郡基山町けやき台四丁目二七番地三
江口 克哉	鳥栖市土井町一九六番地五
藤原 林	佐賀市神野東一丁目一番一 三 六号
岸川 浩幸	三養基郡基山町けやき台三丁目三番地四

二 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の事務を補助できる期間

平成二十三年八月一日から平成二十四年三月三十一日まで